

# 令和5年度ものづくり企業連携コーディネート事業実施要領

## 1 事業の趣旨・目的

技術経営がわかる民間OBの技術人材をコーディネーターとして採用し、現役時代の販売チャネル等も活かして地道なマッチング活動を展開することにより、県内外のものづくり企業のビジネス連携を促進し、県内企業の新事業展開を支援する。

## 2 委託実施団体

本事業を通じて、継続的に県内ものづくり企業の新たな製品や技術の開発支援等を行うため、ビジネスマッチング支援の実績を有し、かつ幅広い知識と情報を保有する愛媛県内の産業支援機関（※）が委託実施することとする。

※ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する中小企業団体及び中小企業団体中央会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所若しくは商工会議所の連合会又は商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会若しくは商工会の連合会、株式会社又は中小企業の経営革新等の支援において実績を有する一般社団法人等をいう。

## 3 委託事業の内容

- (1) ものづくり企業連携コーディネーターの登録
- (2) ものづくり企業連携コーディネーターによるビジネスマッチング活動
- (3) ものづくり企業連携コーディネーターが行う活動の調整・管理
- (4) その他、県内企業のマッチングに資する活動

## 4 留意事項

- (1) 県や産業支援機関が実施する他の事業と連携しながら効果的な事業執行に努めること。特に県が実施する大手企業、商社等へのトップセールスやビジネスマッチングと連携し、県内企業のマッチング支援・フォローを行うこと。
- (2) 事業の実施については、愛媛県経済労働部産業雇用局産業政策課と連携すること。
- (3) ものづくり企業連携コーディネーターは、産業支援機関コーディネーター等の経験者、研究機関技術者、企業OBなどで、本事業の趣旨に賛同し、県内企業のビジネスマッチングのため、積極的に活動できる者を登録すること。また、登録、変更及び抹消は、あらかじめ県の承諾を得ること。
- (4) ビジネスマッチング活動による成約等の実績を把握し、適宜、県に報告すること。

## 5 事業に要する経費

本事業に要する経費は概ね次の区分に基づいて処理するものとする。

| 経費区分          | 内容   |
|---------------|--|
| 事業費           | 謝 金<br>ものづくり企業連携コーディネーターに対する謝金。                        |
|               | 旅 費<br>ものづくり企業連携コーディネーター及び本事業に従事する職員が、本事業の用務で移動に要する経費。 |
|               | 需用費<br>消耗品費、資料作成費等。                                    |
|               | 役務費<br>電話代、郵送料等通信運搬費。                                  |
|               | その他経費<br>本事業の実施上必要と県が認める経費。<br>委託契約書に基づく計画承認をもって認める。   |
| 一般管理費         | 本事業に従事する職員の人件費・共通事務費等の一般管理費。<br>事業費の10%以内であること。        |
| 消費税及び地方消費税相当額 | 税率 10%   |